

三種町公告第18号

三種町議会運営・映像配信システム導入業務について、公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行うので、別紙のとおり公告する。

令和8年4月6日

三種町長 田川政幸

(三種町公告第18号別紙)

1 業務の概要

(1) 件名

三種町議会運営・映像配信システム導入業務

(2) 目的

議場に議会運営・映像配信システムの機器を導入することで、住民へのわかりやすい議会の実現及び議会へのアクセス性向上を図ることを目的とする。

(3) 内容

別添「三種町議会運営・映像配信システム導入業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間（システム構築期間）

契約締結の日から令和8年11月30日までとする。

ただし、受注者の責めに帰さない事由により資材の調達等が困難となった場合は、その都度協議する。

(5) 提案上限額

31,158,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

[参考] 1か月当たりの保守運用料 353,100円

なお、この金額は、令和8年度予算額であり、予定価格ではない。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本公告日から契約締結の日までの間に、三種町の指名停止措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (4) 三種町暴力団排除条例（平成24年三種町条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団若しくは同条第2項に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 地方議会において同種業務の実績があること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 秋田県内に本社、支所、支店等の事務所を開設しているか、パートナー企業等があること。
- (8) パートナー企業等についても、(1) から (6) までを適用する。

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 公告・募集開始 | 令和8年4月 6日 (月) |
| (2) 議場の見学会 | 令和8年4月13日 (月)・14日 (火) |
| (3) 質問の提出期限 | 令和8年4月20日 (月) |
| (4) 質問の回答期限 | 令和8年4月21日 (火) |
| (5) 参加申込書の提出期限 | 令和8年4月24日 (金) |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和8年5月14日 (木) |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和8年5月22日 (金)【予定】 |
| (8) 結果通知 | 審査後5日以内 (土日祝日を除く。) |
| (9) 契約交渉・仮契約 | 令和8年7月中旬【予定】 |

4 議場の見学会に関する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 開催日時 | 令和8年4月13日 (月)・14日 (火)
午前10時00分から午後4時00分まで |
| (2) 見学場所 | 三種町役場2階 議場・第1会議室 |
| (3) 見学方法 | ① 見学を希望する場合は、令和8年4月10日 (金) 正午までに、会社名、見
学人数及び希望時間を電子メールで申し出ること。
② 見学会は、先着順で受付け、2時間を上限とする。
③ 見学会では、簡易な質問以外は受付けない。
④ 業務に必要な測量等については、自己で実施すること。 |

5 質問・回答に関する事項

- | | |
|--------|--|
| (1) 質問 | ① 提出期限 令和8年4月20日 (月) 午後5時00分
② 提出書類 質問書 (様式1)
③ 提出方法 電子メール |
| (2) 回答 | ① 回答期限 令和8年4月21日 (火) 午後5時00分
② 回答方法 電子メールで回答し、当該内容を三種町ホームページに掲載 |

6 参加申込書に関する事項

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 令和8年4月24日 (金) 午後5時00分 |
| (2) 提出書類 | 次に掲げる書類を各1部
① 参加申込書 (様式2)
② 誓約書 (様式3)
③ 会社概要書 (任意様式)
④ 2の(5)が確認できる書類 |

- ⑤ 2の(6)を証明する書類
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便を推奨)

7 企画提案書に関する事項

- (1) 提出期限 令和8年5月14日(木)午後5時00分
- (2) 提出書類 次に掲げる書類を正本各1部、副本各10部
 - ① 企画提案書(任意様式)
 - ② 提案見積書(任意様式・作成方法は(4)の⑥参照)
 - ③ 保守運用に関する提案書・参考見積書(任意様式)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便を推奨)
- (4) 留意事項
 - ① 企画提案は、1提案者につき1提案とする。
 - ② 企画提案書のサイズは、日本産業規格A4(A3の場合は折込)とする。
 - ③ 企画提案書の内容は、できる限り平易な用語を用いることとし、やむを得ず専門用語等を使用する場合は、説明書きを付すこと。
 - ④ 企画提案書には、工期案を示すこと。
 - ⑤ 提案見積書の見積金額は、消費税額及び地方消費税額を含めたものとし、一式表記ではなく、見積明細も明らかにすること。
 - ⑥ 提案見積書の見積明細は、次の分類により作成すること。
 - ア 大分類 議会運営システム・議会映像配信システムの別
 - イ 中分類 住民への裨益に係る項目・職員の事務効率化に係る項目の別
 - ウ 小分類 ハードウェア・ソフトウェア・システム初期構築費・施工費・管理費の別
 - エ 細分類 制御システム・カメラ設備・録画設備・議場表示設備・インターネット映像配信設備等の別
 - ⑦ 保守運用に関する提案書・参考見積書は、一式表記ではなく、保守・運用の方法を明記した上で、明細表記とすること。
 - ⑧ 提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は、認めない。

8 辞退に関する事項

辞退する場合は、プレゼンテーション審査の日の前日正午までに辞退届(様式4)を提出すること。

9 プレゼンテーション審査に関する事項

- (1) 実施日 令和8年5月22日(金)【予定】
- (2) 実施場所 三種町役場2階 第1会議室【予定】
- (3) 実施時間 1提案者につき60分(質疑応答含む。)
- (4) 留意事項

- ① プレゼンテーションは、7の(2)のほか、実機・デモ機・86インチ4K大型モニター等を使用することができる。その際、86インチ4K大型モニター及びコンセントについては本町で用意するが、その他の機材等については提案者が準備すること。
- ② オンライン・リモートによるプレゼンテーションは、認めない。
- ③ 実施場所への入室時間(準備時間)等の詳細については、提案者に別途電子メールで通知する。

10 選定方法に関する事項

(1) 選定の方法

- ① 「三種町議会運営・映像配信システム導入業務受託者選定委員会」が定めた評価項目及び配点(別添)に基づき、当該委員が評価を行う。
- ② 第1次評価(基礎点)において、出席委員の集計点が満点の8割以上である者に対し、第2次評価を行う。
- ③ 第2次評価(加算点)は、第1次評価の集計点に加算し、総評価点が最も高い者を優先交渉者として選定する。
- ④ 総評価点が同点の場合は、委員長が優先交渉者の決定を行う。

(2) 提案者が1者の場合

審査は実施するものとし、第1次評価の集計点と第2次評価の集計点のいずれも満点の8割以上であれば、優先交渉者に決定する。

(3) 結果の通知

審査後5日以内(土日祝日を除く。)に郵送で通知し、優先交渉者を三種町ホームページに掲載する。

11 企画提案の失格又は無効に関する事項

次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提案者が審査関係者に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載その他本公告に違反する内容があった場合

12 契約交渉・契約に関する事項

(1) 契約交渉

10の選定の結果、優先交渉者となった者と契約締結の交渉を行う。契約内容については、協議の過程において、企画提案書等と変更が生じることがある。なお、当該交渉が不調となった場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約書

契約書は、別に定める。

1 3 その他の留意事項

- (1) 本業務への提案等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、三種町情報公開条例（平成27年三種町条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (4) 提出された書類等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、本町は、本業務に必要と認める範囲において、当該書類等の全部又は一部を無償で使用するものとする。
- (5) 選定経過及び結果に関する質問及び異議申立て等は、一切受け付けない。

1 4 担当部署

三種町議会事務局

所在地：〒018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8

電話：0185-85-4831

メール：gikai@town.mitane.akita.jp